

福井県バレーボール協会表彰規程

(目的)

第1条 本規程は、福井県バレーボール協会（以下「本協会」という。）において、功労者、特別優秀指導者および優秀指導者、特別優秀選手および優秀選手の表彰について定めることを目的とする。

(功労者表彰)

第2条 功労者表彰の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) バレーボール競技の発展に尽瘁し、その功労が顕著な者

(2) 本協会の発展に永年尽力し、その功労が顕著な者

第3条 受賞者は運営会議で推薦し、常任理事会または特別委員会（以下、常任理事会等という。）で決定する。

第4条 功労者の表彰は、総会または常任理事会等で定めたときに表彰状および記念品を授与する。

(特別優秀指導者表彰)

第5条 特別優秀指導者表彰の対象となる者は、次に該当する者とする。

(1) 日本を代表して国際大会等において顕著な功績を残した指導者

第6条 受賞者は運営会議で推薦し、常任理事会等で決定する。

第7条 特別優秀指導者の表彰は、総会または常任理事会等で定めたときに表彰状および記念品を授与する。

(優秀指導者表彰)

第8条 優秀指導者表彰の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 本協会が主催する大会において顕著な成績を残した指導者

(2) 北信越大会に優勝した指導者

(3) 中部日本大会、全国大会等において顕著な功績を残した指導者

(4) 永年にわたりバレーボールの競技力向上に貢献し、功績顕著な指導者

第9条 受賞者は運営会議で推薦し、常任理事会等で決定する。

第10条 優秀指導者の表彰は、総会または常任理事会等で定めたときに表彰状および記念品を授与する。

(特別優秀選手表彰)

第11条 特別優秀選手表彰の対象となる者は、次に該当する者とする。

(1) 日本を代表して国際大会等において顕著な功績を残した選手

第12条 受賞者は運営会議で推薦し、常任理事会等で決定する。

第13条 特別優秀選手の表彰は、総会または常任理事会等で定めたときに表彰状および記念品を授与する。

(優秀選手表彰)

第14条 優秀選手表彰の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 北信越大会に優勝した選手

(2) 中部日本大会、全国大会等において顕著な功績を残した選手

(3) 各種大会にて顕著な功績を残した選手

第15条 受賞者は運営会議で推薦し、常任理事会等で決定する。

第16条 優秀選手の表彰は、総会または常任理事会等で定めたときに表彰状および記念品を授与する。

附則

1 会長、副会長、参与及び常任理事（在職10年間以上）がその役職を辞任した場合、その都度、適当なときに感謝状および記念品を贈る。

2 この表彰規程は昭和56年4月1日より実施する。

(昭和53年成立、昭和54、56年一部改正)

(昭和54年4月15日一部改正)

(平成3年3月31日一部改正)

(平成11年3月28日一部改正)

(平成19年4月1日一部改正)

(平成26年6月29日一部改正)